

## 令和7・8年度公益財団法人東京都島しょ振興公社広報宣伝事業業務委託募集要項

## 1 業務コンセプト

- (1) 東京諸島の魅力発信による認知度向上、地域振興の支援及び関係人口の創出
- (2) アンテナショップ「東京愛らんど」のPRを契機とした特産品の販売促進

## 2 委託料上限（予定額）

8,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）額込）

令和7年度 4,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 4,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

## 3 契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務委託契約は年度ごとの単年度契約とする。

## 4 委託業務

- (1) 東京諸島の特産品に係るPR等を行うこと。
- (2) 「東京愛らんど」の認知度向上及び店舗で取り扱う特産品の紹介・販売促進に係るPR等を行うこと。
- (3) 東京諸島にかかる情報発信の内容充実を行うこと。
- (4) 別紙「公益財団法人東京都島しょ振興公社「行事等の予定」」の内容を広報宣伝材料として活用し、情報発信を行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)を契約期間中継続して展開し、各種メディアへのニュースレター・リリースの配信と取扱営業を行うこと。
- (6) 広報宣伝事業実施による効果測定を行い、定期的に報告すること。
- (7) 公社が所有する東京諸島映像資料の貸出手続きを行うこと。
- (8) 管理運営体制を提示すること。

詳細については、「5 業務概要」を参照すること。

## 5 業務概要

以下に掲げる広報宣伝事業を各島の関係者等と綿密な調整を図り実施すること。

なお、事業の実施に当たっては、感染症の感染拡大防止に留意すること。

- (1) 東京諸島の特産品に係るPR等を行うこと。

受託者は各島の特産品、年間を通じた観光資源、イベント等の情報を、関係者等からの静止画、動画提供等により収集し、TV、WEB、交通広告等の各種メディア、その他雑誌や新聞等の紙媒体を通じて発信し、特産品のPRに取り組むこと。

- (2) 「東京愛らんど」の認知度向上及び店舗で取り扱う特産品の紹介・販売促進に係るPR等を行うこと。

受託者は静止画、動画等を使いTV、WEB、交通広告等の各種メディア、その他、新聞や雑誌等の紙媒体を通じて「東京愛らんど」の集客力及び認知度の向上に取り組むこと。

特産品については原材料から販売までに至る経過を紹介する広報宣伝を企画し、PO

P広告、静止画、動画等を活用することで、店舗やTV、WEB、交通広告等の各種メディア、その他、雑誌や新聞等の紙媒体を通じた特産品の認知度向上に取り組むこと。

波及効果の高いプレスを対象とするなど、ターゲットに留意するとともに、B to Bの視点も取り入れること。

さらに、インバウンドを踏まえ、訪都外国人向けのPRの充実や外国語（英語等）での特産品紹介に取り組むこと。

(3) 東京諸島にかかる情報発信の内容充実を行うこと。

「島じまん」や「東京愛らんどフェア」などのイベント告知をはじめ、東京諸島にかかる情報発信については、公社ホームページ等を更新し、さらなる内容の充実に取り組むこと。なお、公社ホームページはアンテナショップ（店舗・ECサイト）に係る情報や公社の団体・事業概要だけではなく、他サイトと連携し観光情報の他、ワーケーション、就業支援など地域の情報を網羅し、関係人口の増加を図ること。

また、これらの掲載情報を迅速かつ柔軟に更新または修正できる運営管理体制を確立すること。

(4) 別紙「公益財団法人東京都島しょ振興公社「行事等の予定」」の内容を広報宣伝材料として活用し、情報発信を行うこと。

(5) 上記(1)～(4)を契約期間中継続して展開し、各種メディアへのニュースレター・リリースの配信と取扱営業を行うこと（年5回程度）。

(6) 広報宣伝事業実施による効果測定を行い、定期的に報告すること。

(7) 公社が所有する東京諸島映像資料の貸出手続きを行うこと。

①公社が所有する東京諸島映像資料について、DVDなどの大容量記憶媒体及びデータの管理を行うこと。

②東京諸島映像資料使用申請書の提出があった場合には公社へ情報提供を行うこと。

③公社が承認した申請者に対し、希望する送付方法により資料の貸出を行うこと。

④資料が使用された成果物（冊子、テレビ番組映像等）を収集し報告すること。

(8) 管理運営体制を提示すること。

①全体の事業プランニング、スケジュール管理

②事業実施に対するスタッフ体制及びプランナーの実績、経歴

③広報宣伝事務局の設置及び受付・問い合わせ専用電話等の設置

④公社就業時間内（8：30～17：15）に加え、イベント開催時（土日祝日）に対応できること

## 6 広報宣伝ポイント

(1) 東京諸島の多様な魅力発信による関係人口の創出

① 各島で開催される大小様々なイベントの情報や季節の移り変わりの風景などを集約し、夏季に偏ることなく、年間を通じて東京諸島が魅力ある島であることを伝えること。

② 島での暮らし向きや地域振興の取組の様子などの情報発信により、「島にかかわりたい」等の気運の醸成を図ること。

③ 素材等の情報収集は、各島関係者と連携を密にしながら、その時の一番良い素材を収

集すること。

(2) 「東京愛らんど」及び特産品PR

島しょ町村、公社及び店舗運営者等と調整し、東京愛らんど及び特産品をPRすること。

(3) 町村情報発信の窓口機能

島しょ町村などがPRしたい事業の情報を窓口として受け付け、これを広く発信すること。

(4) 定例会議の設置

契約履行中、定例会議を毎月開催し、企画案の協議や状況報告を行うこと。また、取り上げられた媒体（TV・ラジオ、新聞・雑誌、WEBなど）毎の回数や内容について検証した測定結果についても定期的に報告を行い、効果的な情報発信につなげること。ただし、企画案等によっては随時協議を行うこと。

## 7 注意事項

(1) 本事業実施にかかる費用については、委託料上限額内で実施すること。

(2) 本事業の進捗状況を四半期毎に公社に報告するとともに、事業実施にかかった費用の明細を提出すること。

(3) 公社は、上記(2)の進捗状況により、実施予定事業の変更・追加を求めることができるものとする。また、実績として認められない費用については支払いを行わない。

(4) 受託者は、事業実施内容について事前に公社と十分な打ち合わせを行い、本事業の目的が達成されるよう努めること。

(5) 受託により作成された成果物(原画、著作権等)は、公社に無償で譲渡するものであること。ただし、新聞・雑誌等に係る著作物を除く。

(6) 企画制作にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用を持って適正に処理すること。

(7) 成果物の作成を行う際には、別添「東京都グリーン購入ガイド<<事業所版>>(2024年4月1日施行)」の2ページを参照し、環境への配慮に努めること。

(8) 今後、自然災害や感染症拡大等により本事業に関わる業務を中止することとなった場合の費用負担等については、公社と協議の上決定すること。

(9) 公社と受託者(落札者)の間で締結する業務委託契約書は別紙に定めるとおりとする。

(10) この仕様書に疑義が生じたときは、公社と誠実に協議のうえ定めること。

(問い合わせ先)

公益財団法人東京都島しょ振興公社

業務課 町田

電話：03-5472-6546 FAX：03-5472-6547

e-mail：[kousya-g@tokyoislands-net.jp](mailto:kousya-g@tokyoislands-net.jp)

別紙

公益財団法人東京都島しょ振興公社「行事等の予定」

◇主なイベント

- ・令和7年度
  - 5月 島じまん2025
  - 9月 東京愛らんどフェア2025 (秋)
- ・令和8年度
  - 5月 東京愛らんどフェア2026 (春)
  - 9月 東京愛らんどフェア2026 (秋)

※過去の集客実績

島じまん2023 約110,000人 (令和5年5月 土日2日間)

◇その他イベント (予定)

- |     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| 10月 | みなと区民まつり  | (港区役所周辺)      |
|     | 東京味わいフェスタ | (千代田区丸の内)     |
|     | 食肉市場まつり   | (品川区)         |
|     | 全国交流物産展   | (新橋SL広場)      |
| 11月 | アイランダー    | (池袋サンシャインシティ) |
|     | 島しょ物産展    | (調布飛行場)       |
| 3月  | 東京マラソン    | (東京駅前)        |
| 未定  | FC東京主催試合  | (味の素スタジアム)    |

## 広報宣伝事業プロポーザル

本事業の企画内容について、プロポーザル方式により、公社に提案すること。

- (1) 事前説明  
プロポーザル参加希望者の希望に応じて実施。
- (2) 質問受付期間  
令和6年12月18日(水)から12月25日(水)17:00までに文書(メール・FAX)にて受付。
- (3) 質問回答  
令和7年1月8日(水)17:00までに、メールにて、全者に回答。
- (4) 参加届・辞退届  
本件の参加・辞退は、令和7年1月10日(金)17:00までに文書(FAX可)によること。
- (5) 企画書の提出  
提出期限は、令和7年1月31日(金)17:00までとし、企画書は1案のみとすること。
- (6) 提出書類(期限までに公社事務局あて提出すること。)  
企画書、見積書、その他参考資料 各15部
- (7) 提出先  
〒105-0022 港区海岸1-4-15 島嶼会館2階  
(公財) 東京都島しょ振興公社 業務課 町田 宛
- (8) プロポーザル実施日  
令和7年2月中旬～下旬予定  
※時間等の詳細は、参加・辞退の結果、別途通知。
- (9) 審査結果の通知  
令和7年2月下旬予定  
(結果の如何を問わず、プロポーザル参加者全員に通知)
- (10) その他  
本プロポーザルにかかる企画書作成等に要する経費については、公社は負担しない。
- (11) 契約  
令和7年3月下旬予定(公社と詳細を調整のうえ契約締結)